

大分県報

令和七年
第五七六号
一月十七日

（金曜日）

目次

告示

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………
道路の供用開始……………
公安委員会告示
警備業法による医師の指定……………
土地改良区の役員の就退任……………

告示

大分県告示第二十号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年一月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業
（区画整理）

玖珠2期地区

令七・一・一七から
令七・二・六まで

玖珠町役場

県営中山間地域総合整備事業

玖珠2期

令七・一・一七から

玖珠町役場

令和七年一月十七日

（農業用排水施設整備）

（木牟田等）地区 令七・二・六まで

玖珠町役場

大分県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年一月十七日

令和七年一月十七日

地区名

縦覧期間

縦覧場所

賀来中尾地区

令七・一・一七から
令七・二・六まで

大分市役所

大分県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和七年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年一月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道山袋久々姥線

宇佐市大字山下字妙見ノ下四一一番二から
宇佐市大字山下字古殿五二五番二まで

令七・一・一七

公安委員会告示

大分県公安委員会告示第五号

大分県報（告示・公安委員会告示）

警備業法（昭和47年法律第117号）第51条の規定により、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和7年1月17日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

1 指定した医師の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地
瀧野 勝弘	医療法人社団瀧野会 瀧野病院	大分市坂ノ市中央5丁目1番21号
向笠 浩貴	医療法人向心会 大貞病院	中津市大字中原8番地

2 指定年月日

令和6年12月23日

○ 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、高島井堰土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和七年一月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

役名	氏 名	住 所
理 事	吉 良 勝 彦	佐伯市大字稲垣九八〇番地
〃	檜 垣 俊 彦	〃 大字池田一三二五番地一
〃	米 澤 伴 良	〃 大字稲垣一二七六番地二
〃	出 納 康 男	〃 大字稲垣八二七番地
〃	米 澤 康 博	〃 大字稲垣一〇三五番地
〃	福 嶋 雅 幸	〃 大字稲垣二〇六〇番地
〃	伊 東 順 一	〃 大字池田八九五番地四
〃	内 田 昇 二	〃 大字池田一五八四番地

(就任役員)		
役名	氏 名	住 所
理 事	吉 良 勝 彦	佐伯市大字稲垣九八〇番地
〃	檜 垣 俊 彦	〃 大字池田一三二五番地一
〃	米 澤 伴 良	〃 大字稲垣一二七六番地二
〃	出 納 康 男	〃 大字稲垣八二七番地
〃	米 澤 康 博	〃 大字稲垣一〇三五番地
〃	福 嶋 雅 幸	〃 大字稲垣二〇六〇番地
〃	伊 東 順 一	〃 大字池田八九五番地四
〃	内 田 昇 二	〃 大字池田一五八四番地
〃	山 本 澄 夫	〃 城南町一二番二八号
〃	山 本 豊 喜	〃 大字池田一四八一番地
監 事	野々下 正比良	〃 城南町一二番二六号
〃	繁 里 雄 一	〃 大字池田六五一番地一
〃	羽 明 謙 二	〃 大字稲垣一五四三番地一〇